

神奈川県在籍型出向等支援協議会開催要綱

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、神奈川県在籍型出向等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

協議会は、以下に掲げる者を参考者として構成する。（別紙参照）

（1）経済団体

一般社団法人神奈川県経営者協会
神奈川県中小企業団体中央会
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会
一般社団法人神奈川経済同友会

（2）労働者団体

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

（3）金融機関

株式会社横浜銀行
株式会社神奈川銀行
神奈川県信用金庫協会

（4）支援機関

公益財団法人産業雇用安定センター神奈川事務所
神奈川県社会保険労務士会

（5）関係行政機関

神奈川県産業労働局
横浜市経済局
川崎市経済労働局
相模原市環境経済局

関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課

関東運輸局交通政策部交通企画課
関東運輸局観光部観光企画課
関東地方整備局建政部建設産業第一課
関東農政局神奈川県拠点
神奈川労働局

協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

4 事務局

協議会の事務局は、神奈川労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。